

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第 2 号

八幡浜市江戸岡地区内において発生した車両破損事故に係る相手方との
和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項
の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 28 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和 6 年 9 月 19 日午前 8 時 50 分ごろ、八幡浜市江戸岡一丁目 872 番
地 2 先路上（市道江戸岡横断線上）において、同市道上に設置している集水
枥の上を相手方車両が通行した際、当該枥の蓋が外れて同車両に接触し、同
車両に損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求
は行わない。

- (3) 損害賠償の額 14,160 円

